

## 事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	「働き方改革トータルプロジェクト」の推進	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局監督課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	1	労働条件の確保・改善を図ること

## (2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
<p>働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主に対し、以下の支援策を講ずるものである。</p> <p>(1) 中小企業労働時間適正化促進助成金の支給</p> <p>「特別条項付き時間外労働協定」を締結している常用労働者100人以下の中小企業事業主が、総労働時間を削減するために、「働き方改革プラン」(実施期間1年間)を策定し、プランに盛り込まれた内容を実施した場合に、都道府県労働局を通じ助成金を支給する。</p> <p>【参考】特別条項付き時間外労働協定 (労働基準法第36条)</p> <p>限度時間を超えて時間外労働を行う特別の事情 (臨時的なものに限る) が予想される場合には、労使間で一定の要件を満たす協定を締結することによって、限度時間を超える時間を延長時間とすることができる。</p> <p>(2) 労働時間適正化事業</p> <p>労働時間適正化について普及啓発を図るとともに、中小企業事業主が作成する「働き方改革プラン」についての相談・助言を都道府県労働局で実施する。</p>				
予算概算要求額				(単位: 百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	1,066

## (3) 問題分析

①現状分析
i 週労働時間別の雇用者の分布

平成5年と平成17年を比較すると、以下のとおりである。

	【平成5年】	【平成17年】	【差】
(週35時間未満)	18.2%	24.0%	+5.8ポイント
(週35時間以上～ 週60時間未満)	71.1%	64.1%	-7.0ポイント
(週60時間以上)	10.6%	11.7%	+1.1ポイント

週の労働時間は「35時間未満の者」と「60時間以上の者」の全体に占める割合がともに増加する一方、「35時間以上60時間未満の者」の割合が減少しており、「労働時間分布の長短二極化」が進行している。

## ii 年次有給休暇の取得率

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
取得率	48.1%	47.4%	46.6%

年次有給休暇の取得率は前年度と比較して0.8ポイント減となっており、取得率は減少している。

## iii 労災補償認定件数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
脳・心臓疾患等	314	294	330
精神障害等	108	130	127

長時間労働に起因した脳・心臓疾患及び精神疾患等に係る労災認定件数は高水準で推移している。

## ②問題点

30歳代の男性について週60時間以上労働している者の割合が増加傾向にあるなど、労働者の労働実態をみると「労働時間分布の長短二極化」が進行しており、長時間労働等に起因した脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災認定件数も高水準で推移している。また、少子化対策の観点からも、働き盛りの労働者が家族とふれあう時間を確保することが最重要課題となっており、この点からも働き方の見直しを通じた長時間労働の見直しが急務となっている。

## ③問題分析

時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小事業主に対し、支援策を講ずることが必要である。

## ④事業の必要性

長時間労働の是正を図るためには、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等に関し、法令や計画年休導入等の具体的な事例について、専門的知識を有する者が中小事業主に対し指導・助言等の援助を行う必要がある。

## (4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトプット指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値
(説明) 助成金支給決定件数			(モニタリングの方法) 都道府県労働局からの報告による			
アウトプット指標	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	目標値/基準値
(説明) 集団指導等参加事業場数及び「働き方改革プラン」の相談・助言件数			(モニタリングの方法) 都道府県労働局からの報告による			

## 2. 評 価

## (1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 使用者は長時間労働の是正等労働者が安心して働ける職場環境となるよう取り組む必要がある。しかし、事業場における自発的取組のみでは進捗が期待しにくいことから、事業場における取組を促すため行政が関与する必要がある。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 長時間にわたる時間外労働の是正及び年次有給休暇の取得促進については、労働時間適正化の普及を全国斉一的に取り組むことが必要であり、本事業の実施は国の労働政策の一環として行うべきものである。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業は、労働時間適正化事業と助成金支給が一体的に運用されることが効果的であるととも、助成金の支給業務は支給対象及び支給要件の確認を国が統一的に行う必要があることから、民営化や外部委託は適さない。			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
(理由) 長時間労働等に起因した脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災認定件数は高水準で推移しており、長時間労働の是正により労働者の健康を確保し、その福祉の増進を図ることは喫緊の課題となっている。また、少子化対策の観点からも、働き盛りの労働者が家族とふれあう時間を確保することが最重要課題となっており、この点からも働き方の見直しを通じた長時間労働の見直しが急務となっている。			

## (2) 有効性

政策効果が発現する経路
(1) 中小企業労働時間適正化促進助成金の支給 事業主による「働き方改革プラン」の策定及び助成金支給申請 → 「働き方改革プラン」に従い就業規則、時間外労働協定の改定・届出〔助成金支給（1／2）〕 → 「働き方改革プラン」実施 → 「働き方改革プラン」の達成 → 長時間労働の是正〔助成金の支給（1／2）〕
(2) 労働時間適正化事業 長時間労働を行う中小企業対象の集団指導等の実施 → ①「働き方改革プラン」を策定する中小企業事業主に対する相談・助言 ②労働時間適正化の取組事例の収集とその普及 → 事業場による時間外労働削減等の取組 → 長時間労働の是正
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
個々の企業において計画的に時間外労働の削減等の対策に取り組むことにより、長時間労働の是正が進み、過労死防止や少子化対策の推進につながるが見込まれ、全ての労働者が安心して働くことができる職場環境が整備されることが期待できる。
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
なし。

## (3) 効率性

手段の適正性		
長時間労働是正に自主的に取り組む中小企業の事業主を国が援助するものであり、事業主の自発的な取組を促すという手段は適正である。		
費用と効果の関係に関する評価		
本事業の経費は、長時間労働の是正等職場環境の改善を図るための必要経費であり、この費用を国が負担することにより、労働者が安心して働ける職場環境の整備が促進され、労働災害の減少等大きな効果が得られるものである。		
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
（有の場合の整理の考え方）		
なし。		

## (4) その他

なし。
-----

## (5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

## 3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 「労働時間適正化の取組事例収集とその普及」事業について、学識経験者や労使団
---

体が参加する有識者会議を都道府県ごとに設置することとしている。会議においては、各都道府県労働局ごとに職員が実施する好事例事業場の現地調査や郵送による事業場に対するアンケート調査に関し、地域の事情に応じ事例集に必要と考えられる対象業種や現地調査における調査方法の決定、事業場へのアンケート調査に盛り込むべき項目の選定等の議論を行うこととしている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)において「長時間にわたる時間外労働の是正」、「年次有給休暇の取得率」を具体的施策に挙げ、それぞれ「長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少」と「企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を47.4%(15年度)→少なくとも55%以上」を今後5年間の目標として明示されている。また、「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)に「長時間労働是正等の働き方の見直し」として「長時間労働の是正や、年休の取得促進等に努めるとともに、長時間労働を抑制するため、時間外労働に係る割増率の引き上げも含めた労働基準法の改正(省略)を検討する。」と明記されているところである。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。